

令和5年度斜里町物価高騰重点支援 給付金（低所得者の子育て世帯加算）のご案内

この物価高騰重点支援給付金は、電力・ガス・食料品等の物価高騰による負担増加を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（子育て世帯加算）に対し支給する給付金です。

給付金の支給額

児童1人あたり **5**万円

給付金の支給時期

町が確認書または申請書を受理した日から1か月後が目安です。

支給対象

令和5年12月1日時点において、斜里町に住民登録があり引き続き斜里町に住所がある方で、かつ、令和5年度住民税が「非課税世帯」または「均等割のみ課税世帯」の中に18歳以下の児童（平成17年4月2日以降に出生した児童）がいる世帯、または別世帯の18歳以下の児童を扶養している世帯の世帯主（ただし、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯を除く。）

手続き

※世帯の状況により異なります。

世帯全員が、令和5年1月1日に斜里町に住民登録があった世帯で、令和5年12月1日時点で18歳以下の児童がいる世帯

令和5年1月2日以降に斜里町へ転入した方がいる世帯で、18歳以下の児童がいる世帯、または令和5年12月2日から令和6年5月31日までの間に出生した児童がいる世帯

町より確認書が届きます（要返送）

内容を確認して、斜里町役場に提出ください

●提出期限 **令和6年6月28日（金）**

※当日消印有効

●確認事項

①対象児童の人数

（令和5年12月1日時点での児童の人数）

*令和5年12月2日以降に出生した児童がいる場合は、別途申請が必要です。

（右欄参照）

②給付金の振込先口座

申請が必要です

●申請期限 **令和6年6月28日（金）**

*当日消印有効

●申請先 斜里町役場 住民活動係

●必要書類

①申請書 ②本人確認ができる書類の写し

③振込先口座のわかるものの写し

④世帯全員分の「令和5年度住民税課税証明書※」の写し（コピー）

※令和5年1月1日に住民登録のあった自治体で発行（ただし、これまでに住民税が「非課税」または「均等割のみ課税」世帯を対象とした給付金を受給している世帯の方は不要です。）

お問い合わせ

斜里町役場 民生部 住民生活課 住民活動係

電話 0152-26-8312（直通）

受付時間

平日8:45～17:30